

工場地震防災規程

第 章 総 則

(目 的)

第 条 この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する情報、東海地震予知の情報に基づく警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 条 この規程は、工場に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第 章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置)

第 条 工場における地震防災対策の総合的な推進を図るため、を長とする「地震防災対策委員会(以下「対策委員会」という。)」を設ける。

2 対策委員会の委員は、のほか、等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次による。

(1) 地震防災規程の改廃に関すること。

(2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。

(3) 危険物施設の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。

(4) 防災訓練に関すること。

(5) 防災教育及び防災の広報に関すること。

(6) その他、防災上必要な事項。

4 対策委員会は、に 回開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

5 対策委員会のもとに委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。

6 防災対策班の組織は次のとおりとする。

	(担当班)	(担当責任者)
	総括班	
	情報伝達班	
防災責任者	出火防止班	
(委員長)	消火班	
	避難誘導班	
	非常持出班	

(施設の安全対策)

第 条 危険物施設等の安全性について、耐震検査を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

2 貯蔵タンク等の危険物取扱い設備の地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。

3 その他対策委員会の決定に基づく建築物、危険物設備等の点検整備等の措置を防災対策班は、別表 点検整備分担表により行うものとする。

(地震防災隊の編成)

第 条 東海地震注意情報発表から地震発生時に備え、別表 の地震防災隊(自衛消防組織)の編成と任務分担を作成する。

(地震防災隊の隊長)

第 条 隊長は をもってあて、副隊長は をもってあてる。

2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。

3 副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第 条 地震防災隊の各班に班長を置く。

2 班長は隊長が任命する。

3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第 章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令時までの措置

(東海地震注意情報発表の伝達)

第 条 東海地震注意情報発表を知った者は、速やかに 又は他の従業員に報告しなければならない。

2 は、従業員に正確な情報の入手に努めさせ、東海地震注意情報が発表された場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別表 地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け社内放送により、東海地震注意情報を従業員及び工場内の外来者等に周知させ、隊長は必要に応じ別表 による警戒宣言発令時等における行動基準とるよう指示するものとする。

4 情報伝達班が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、別紙 に定める要領で行うものとする。

(休日、夜間に勤務する従業員の対応)

第 条 休日、夜間に勤務する従業員の扱いについて、時間的余裕がない場合は、在勤する隊員が警戒宣言発令時に準じた対応をとるものとする。

(隊員の緊急動員)

第 条 隊員は、休日又は夜間において東海地震注意情報発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤し応急対策の準備的な対応を講じなければならない。

2 隊員以外の従業員は、原則として自宅待機(その場で身の安全を図る)とする。

第 章 警戒宣言発令時の措置

(地震防災隊の応急活動)

第 条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別表 地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

2 その他警戒宣言発令時等における行動基準は別表 による。

(警戒宣言発令の伝達)

第 条 従業員は、テレビ・ラジオ、又はサイレン等によって、警戒宣言の発

- 令を知ったときは、地震予知の内容を記録し隊長及び情報伝達班に報告する。
- 2 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言が発せられたことを確認したときは、警戒宣言が発せられたことを副隊長及び各班長に伝達する。
 - 3 情報伝達班は隊長の指揮を受け社内放送により、警戒宣言が発せられたことを従業員及び外来者に周知させる。
 - 4 情報伝達班が用いる放送文は、別紙 に定める要領で行うものとし、そのほか、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、従業員及び外来者の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(火気使用の中止)

第 条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。ただし、火気使用が特に必要なときは、隊長の許可を受け、最小限の使用ができるものとする。

(従業員の安全対策)

第 条 従業員が勤務中に警戒宣言が発令されたときは、業務又は社内行事は直ちに打ち切るものとし、外来者に対し避難を勧告する。

- 2 従業員が通勤中に警戒宣言が発令されたときは、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- 3 従業員が在宅中に警戒宣言が発令されたときは、翌日(当日)の業務又は社内行事は、中止し、業務は、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間休止とする。

(従業員の帰宅)

第 条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の従業員を帰宅させる。

(発災後の救護活動の準備)

第 条 発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第 章 地震発生時の措置

(情報の収集及び伝達)

- 第 条 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動にあたるものとする。
- 2 地震により負傷者等が生じたときは、総括班を中心に救護活動にあたるものとする。
 - 3 災害時の情報伝達は、社内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても、伝達するものとする。

第 章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

- 第 条 隊長は、別表 の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。
- 2 隊長は、社内にいる者の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに防災機関等に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

第 章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第 条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救護など班別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

2 従業員が、市の行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

3 従業員に対する防災訓練は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。

(地震防災に対する教育及び広報)

第 条 従業員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容。

(2) 予想される地震及び津波に関する知識。

(3) 東海地震に関する情報及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 避難地及び避難経路に関する知識。

(5) 従業員が果たすべき役割。

(6) 地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。

(7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題。

2 従業員が、市の行う防災教育の研修を受けるよう便宜を図る。

3 従業員に対する防災教育は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。

別表

工場地震防災隊編成表

隊長 副隊長	班長	隊員	任 務
地震 防災 隊長 〇 〇 〇 〇 〇	情報伝達班 班長() 代理()		1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各班との連絡調整 4 災害状況の記録及び報告
	避難誘導班 班長() 代理()		1 非常口の開放並びに開放性の確認 2 避難障害物の排除 3 従業員、外来者の避難誘導
	出火防止班 班長() 代理()		1 火気等のしゃ断の確認 2 非常用電源の点検 3 危険物点検整備 4 ボンベ、燃料タンクの固定
	消火班 班長() 代理()		1 消防設備の点検整備 2 消火器等による消火活動
	総括班 班長() 代理()		1 転倒、落下物等の点検確認 2 部外者の立入整理 3 負傷者の応急措置 4 医薬品の補給
	非常持出班 班長() 代理()		1 非常持出物品、重要物品の搬出及び管理

別紙

休日夜間の緊急連絡表

氏 名	電 話 番 号	携 帯 電 話

別表

火 災 予 防 の 措 置

- 1 情報の伝達と収集
- 2 消防機関等関係機関との連絡
- 3 火気等の遮断の確認
- 4 消防設備の点検整備
- 5 危険物タンク等の点検整備
- 6 非常用電源の点検

東海地震注意情報が発表されたとき

「工場内の皆様に**東海地震に関連する情報**をお知らせします。
只今、**東海地震注意情報が発表**されたとのニュースが入りました。
この**東海地震注意情報**は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつく可能性がおおきいと思われる時点で発表されます。今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。」

警戒宣言が発令されたとき（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す）

「工場内の皆様にお知らせします。本日 時 分、地震災害に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は ~ 日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。まだ詳細は分かっておりませんが、万一に備え、従業員の皆さんは、あらかじめ定めた地震防災規程に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。

外来者のみんなは、地震防災隊員の指示に従ってください。

なお、その後の情報は分かり次第、お伝えします。」

従業員を避難誘導を必要とするとき

「避難誘導班に緊急連絡 くりかえす 工場 階の従業員は避難開始！全員を運動場 へ誘導してください。 くりかえす 」

「総括班に緊急連絡 くりかえす 工場内に従業員がいないか確認の上、隊長に報告してください。 くりかえす 」

別表

点検整備分担表

対象物	点 検 事 項	点検担当者
建物等 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の耐火、耐震性に異常がないか ○ 建物（木造）の土台が老朽化してないか ○ 外壁、内壁に亀裂による落下のおそれがないか ○ 出入口、廊下、階段に転倒、落下物がでないか ○ 照明器具、時計等の取付状況はどうか ○ 防火扉の破損、作動状況はどうか ○ 機材、設備が震動で倒壊するおそれはないか 	
火気使用 器具関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気使用設備（ボイラー、ガス関係設備、喫煙所、湯沸所）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具、電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ○ 火気使用設備など転倒、落下しないか ○ 火気使用器具の台座が安全になっているか ○ 周囲から転倒、落下するものはないか ○ 火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか 	
危険物 施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貯蔵位置、貯蔵量、取扱状況、可燃物放置の有無 ○ 危険薬品の保管場所付近の火気取締状況 ○ 高架タンク等が落下、転倒のおそれはないか 	
消防用 設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火器等が指定された場所にあるか ○ 消火器が震動で転倒、落下することはないか ○ 避難誘導設備、消火栓、火災報知器の管理はどうか ○ 放送設備、警報器の非常電源は確保されているか ○ 消防用設備の耐震性はどうか、標示におちはないか 	
電気設備 及び人命 安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ トランス容量、電灯、動力配線の状況はどうか ○ 電気を動力とする機械器具の状況はどうか ○ 人命危険の是正及び安全な避難経路の確保 	

別表 地震防災対策チェック表

実施事項	東海地震注意 情報発表時適否	措 置	警戒宣言 発令時適否
タンク、容器の転倒防止は			
配管等の安全確認は			
棚等からの落下物は			
火気使用設備の停止は			
LPGボンベ等の固定は			
油処理剤の確保は			
主要出入口の開放は			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
乾電池の確保は			

東海地震注意 情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

別表

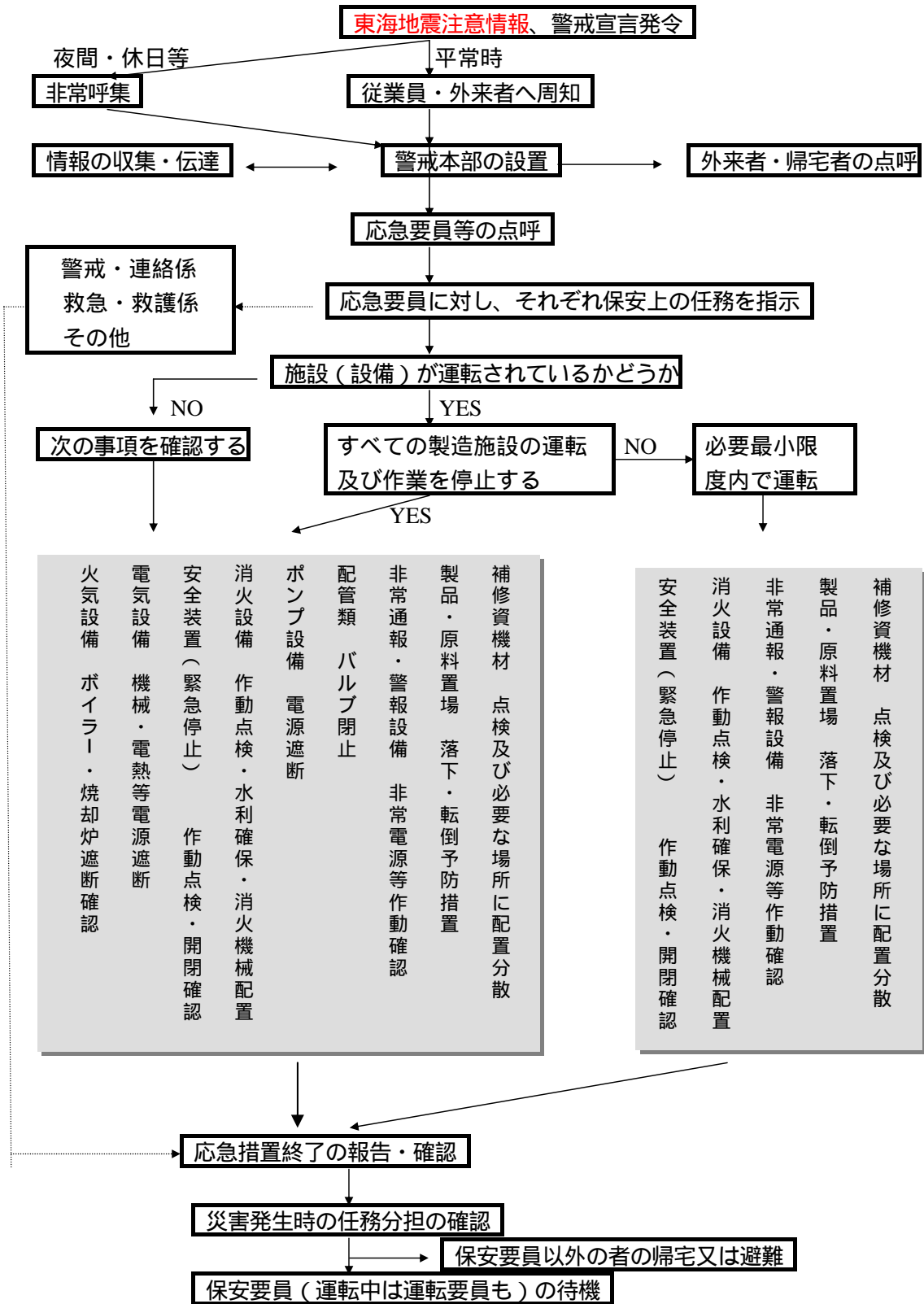
地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
タンク、配管等の損傷か所はないか		
危険物取扱設備の損傷か所はないか		
油漏れはないか		
建築物、工作物に損傷か所はないか		
電気配線、器具に異常はないか		
消防用設備等の機能はよいか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放はよいか		
ガス、蒸気配管の損壊等危険か所はないか		
窓ガラスの破損等危険か所はないか		
屋外看板等に危険か所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	

別表

警戒宣言発令時等の製造所・一般取扱所における行動基準



別表

警戒宣言発令時等の屋外タンク貯蔵所における行動基準

